

## 令和 3 年度 地域密着型サービス事業所に対する指導状況について

## 1 実地指導について

介護保険法第 2 4 条の規定に基づき、事業所に対し、事前に実施日等を通知し、事業所において個別に指導を行う。

- ・ 入所系サービスは、概ね 3 年に 1 回実施
- ・ 居宅系サービスは、概ね 5 年に 1 回実施

## (1) 令和 3 年度 実地指導実施状況（令和 4 年 2 月 1 日現在）

	対象サービス	件数	指摘なし	口頭指導のみ	文書指導あり
1	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	1	0	0	1
2	小規模多機能型居宅介護	4	0	0	4
3	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	1	0	0	1
4	地域密着型通所介護	10	1	0	9
	計	16	1	0	15
	(参考) 令和 2 年度 計	32	2	0	30

## (2) 主な指導事項

## ① 運営推進会議において、事業所の活動状況の評価を受けていない。

⇒ 運営推進会議とは、地域密着型サービス事業所が、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「囲い込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることを目的として設置するものであり、各地域密着型サービス事業所が自ら設置する会議

## ② 非常災害計画の作成がされていない。

⇒ 通所系・入所系サービスにおいては、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないとされている。

## ③ 地域密着型通所介護事業所において、研修を行った際に使用した資料が保存されておらず、記録がないため、研修が適切に実施されていることが確認出来ない。

⇒ 地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならず、この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないとされている。

## 2 集団指導について

集団指導は、介護サービス事業者を一堂に集め、事業所において適切なサービスを提供するために必要な情報（遵守すべき法令の内容、各種サービス提供の取扱い、介護報酬請求に関する事項等）を伝達することを目的として実施する。

地域密着型サービス事業所を含む市内の介護保険サービス全事業所に対して、年1回実施し、上記に加えて、実地指導で指摘事項の多い内容を伝え、当該年度に実地指導がなかった事業所に対しても改善の機会を設ける。

### (1) 令和3年度の予定

#### ア 開催方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年度は昨年度に引き続きホームページへの資料掲載による書面開催とする。

#### イ 対象

介護保険サービス全事業所

#### ウ 主な内容

- ・ 令和3年度実地指導の結果について
- ・ 令和4年度からの介護保険制度における変更点について
- ・ 高齢者虐待の防止について
- ・ 事業所における各種届出について